

かながわともいきアグリ認証要領

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県内の農業経営体から、障がい者が生産工程に一定以上携わっている農作物等のうち、一定の品質を確保できる優れたものを「かながわともいきアグリ」として認証・公表することで、農福連携について県民にわかりやすく周知するとともに、ブランド化による販売の促進及び農福連携に取り組む農業経営体の経営発展を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査委員会 かながわともいきアグリ認証審査委員会設置要領に基づいて設置されるかながわともいきアグリ認証審査委員会をいう。
- (2) 認証品 審査委員会が、かながわともいきアグリとしての認証を受けようとする者の申請に基づき別に定める認証基準に基づく審査を行い、かながわともいきアグリとして認め、証する農作物等をいう。

(認証の申請資格)

第3条 認証の申請ができる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 県内で営農している農業経営体であること
- (2) 農作物（水稻、野菜、果樹、花き等）を生産しているか、又は、自ら生産した農作物を加工・製造していること
- (3) 前号に掲げる農作物又は加工・製造した商品を販売していること

(認証基準)

第4条 かながわともいきアグリの認証基準は別紙のとおりとする。

(認証申請・決定)

第5条 かながわともいきアグリの認証（以下「認証」という。）を受けようとする農業経営体は、かながわともいきアグリ認証申請書（別紙様式1）により県に申請するものとする。

- 2 県は、第1項に規定する申請が行われた場合は、申請の内容について、必要に応じて、現地の目視又は聞き取り等適切な方法により調査及び確認を行い、審査委員会の審査に付するものとする。
- 3 県は、審査の結果、認証を決定したときは、当該申請者に対して認証書（別紙様式2）を交付するものとする。
- 4 県は、申請が適当と認められないと判断するときは、その理由を付して認証しない旨を

かながわともいきアグリ認証審査結果通知書（別紙様式3）により申請者に通知するものとする。

（認証マークの表示）

第6条 第4条の規定により認証を受けた商品の農業経営体（以下「認証経営体」という）は、別に定めるかながわともいきアグリ認証マークを認証品の容器又は包装、啓発用品等に表示することができる。

2 認証経営体は、認証マークを認証品以外に表示してはならない。

（認証の有効期間及び更新）

第7条 第5条第3項の規定による認証の有効期間は、認証の日から3年間とする。

2 認証の更新を受けようとする認証経営体は、認証の有効期間の満了する日の3ヶ月前までに、かながわともいきアグリ認証更新申請書（別紙様式4）により県に申請するものとする。この場合において、認証の更新に関する審査等の手続は、第5条の規定を準用する。

3 前項の規定により更新される認証の有効期間は、第1項に規定する認証の有効期間の満了する日の翌日から3年間とする。

（実績報告）

第8条 認証経営体は、認証品の出荷・販売に係る実績や作業記録等について、毎年度の末日までにかながわともいきアグリ認証実績報告書（別紙様式5）により県に報告するものとする。

（認証内容の変更）

第9条 認証経営体は、第5条の規定による認証申請の内容に変更が生じた場合は、速やかにかながわともいきアグリ認証変更届出書（別紙様式6）を県に提出するものとする。

（認証の取消）

第10条 県は、認証経営体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該商品に対する認証を取り消すことができる。

- (1) 認証の取り消しの届け出があったとき。
- (2) 認証品が認証基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第3条に適合しなくなったとき。
- (4) 虚偽の申請により認証を受けたと認めるとき。
- (5) 認証マークを不適正に使用したとき。
- (6) その他、かながわともいきアグリ認証制度に対する信頼を失墜させる行為があったとき。

2 県は、前項の規定により認証を取り消した場合は、速やかにその旨をかながわともいき

アグリ認証取消通知書（別紙様式7）により当該認証経営体に通知するものとする。

- 3 第1項第1号の認証の取り消しの届け出は、かながわともいきアグリ認証取消届出書（別紙様式8）により行うものとする。

（認証経営体の責務）

第11条 認証経営体は、次の各号について努めることとする。

- (1) 障がい者が安心して農作業に従事できる環境等の整備を図ること。
- (2) かながわともいきアグリ認証制度の普及に協力すること。
- (3) 農業生産工程の適正な管理を図り、食品安全の持続可能性の確保に努めること。
- (4) 認証品の流通、販売又は消費において、品質に関する事故及び苦情が発生した場合は、その一切の責任を負うものとし、事故等の解決を図るため、誠意を持って必要な措置を講じること。

（補則）

第12条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は県が定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。